

機関番号：32675

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2007 年度～2010 年度

課題番号：19402038

研究課題名（和文）都市ガバナンスの日米比較研究

——「景観の公共性」に関する社会学的実証研究

研究課題名（英文）Urban Governance and Historic Preservation:

A Sociological Comparison of Japan and the U.S.

研究代表者

堀川 三郎 (HORIKAWA, Saburo)

法政大学・社会学部・教授

研究者番号：00272287

研究成果の概要（和文）：歴史的環境保存運動とまちづくりを軸に、日米の都市ガバナンスの相違について調査を実施した。日本の事例においては、観光開発に依拠した都市ガバナンスが、次第にそのデザインポリシーを変化させていく様をとらえることができた。米国の事例では、歴史的環境保存が市場原理に基づいて行われていること、まさにそのことによって抱え込む固有の問題点があることを明らかにしてきた。

研究成果の概要（英文）：Tracing the history and development of preservation movements in both Japan and the U.S., this research project portrays present issues in historic preservation and analyzes how preservation philosophy has evolved over time. Through a case study of a major preservation movement in Japan, the author claims that the movement was hardly monolithic and identifies at least four different types of participants within it, giving a much clearer picture of the preservationists. In the U.S., several cases were studied and the research displayed some of the difficulties of preservation, as it was heavily reliant upon the market economy.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007 年度	1,400,000 円	420,000 円	1,820,000 円
2008 年度	900,000 円	270,000 円	1,170,000 円
2009 年度	900,000 円	270,000 円	1,170,000 円
2010 年度	1,100,000 円	330,000 円	1,430,000 円
総計	4,300,000 円	1,290,000 円	5,590,000 円

研究分野：社会学

科研費の分科・細目：3801

キーワード：環境社会学，都市再開発，町並み保存，歴史的環境，景観，公共性

1. 研究開始当初の背景

研究の端緒は、「日米で都市ガバナンスの在り方が異なるのではないか」というシンプルな問いである。都市を都市として維持・運営していくためには、様々な主体が協働していかななくてはならないが、その協働の在り

方は国や地域によって、当然、異なってくる。町並みを保存しながら都市を更新していこうとする歴史的環境保全型の都市再開発も、例外ではない。私有地を公有化し、都市計画法の例外扱いをしながら保存していこうとする日本の在り方は、果たしてアメリカの

それとはどのように異なり、どのような共通点を持つのか。これが研究開始当初の問題関心であった。

敷衍するなら、都市計画と保存法制は日米双方に整備されているが、それでもなお、最終的な保存の担保の仕方—どのような枠組みや形式・領域で保存するのか—について見るなら、この二国の発想は対照的である。アメリカでは「ナショナル・トラスト」といった民間の保存運動体が保存を唱導する主要な主体であり、それを自治体の法制度が支援する体制になっている。「トラスト」運動がこのような位置を占めているのは、信託を意味する「トラスト」の語が示すように、この運動体がアメリカ国民の信託を受けた者と見なされているからであり、逆に言えば、景観という公共性のあるものは、国民の信託を受けた者がそれを護る役割を担うべきだとされているからである。さらに、市場で保存が達成されるよう、免税・減税措置や補助金といったインセンティブが多様に用意されていることが特徴的である。アメリカの制度自体は、州によって異なるので一概には言えないが、大局的に見て重要な点は、保存が市場原理に基づいて行われていることだ。

対照的に日本では、地方自治体や国による買い上げといった「公有化」が主な手法である。保存に関する法制度も相対的に限られており、現存する法自体も、対象建物・地区を通常の都市計画などの法制度から除外して保存しようとする。別言すれば、一般的な体系から外して別系統に位置付けで保存するという意味で、これは除外主義的な保存法制である。通常の都市計画体系に保存がビルトインされているアメリカとは対照的であるといえよう。また、日本の保存運動は地域社会の住民のごく一部の人々による運動ととらえられ、「信託」を受けているとは見なされていない。地域社会を代表していないからには、法による保護もありえない。保存運動は、彼らが守ろうとする建物・土地の景観には公共性があると主張しているが、彼らの運動自体は公共性があるとは見なされず、しばしば、法の前では無力でさえある。だからこそ、公権力による保護、すなわち「公有化」という権威付けが不可欠なのである。

以上から言えることは、保存対象を私有化する、つまり私権という形態に変換して守ろうとするアメリカの保存体制に対して、日本

は公有化、すなわち公共空間へと投げ入れることによって私的な開発利害から守ろうとしているという相違があるように思われる。このように「景観の公共性」という主張は共通していても、その公共性を担保する方法が正反対なのである。この相違はどこからくるのか。本研究における問いの原形は、こうしたものであった。

2. 研究の目的

上述の問題意識・研究の背景にしたがって、景観保護問題の日米比較を行った。言い換えるなら、「再開発計画は、歴史的な都市景観を保存しながら進めるべきだ」と主張する運動を、都市空間ガバナンスに係わるNPO/NGO ととらえ、日米比較研究を試みたということである。

米国では、上述した「ナショナル・トラスト」(National Trust for Historic Preservation)を筆頭に、各地の保存運動を調査し、保存をめぐる意識やガバナンスの在り方を探った。建物の取り壊しを差し止めるために裁判が行われ、デヴェロッパー側もそれに対抗する形で市民運動家を「提訴権の乱用」として提訴するなど、アメリカにおける都市政治の一端を調査することとなった。他方、日本では自治体が開発主体、それに対抗する保存運動という構図が一般的である。権限のみならず情報までが自治体に独占されるなか、運動側のメディア戦略などによってようやく世論を動員し、かろうじて対話の場面が用意されうるという状況にある。

このように「保存」という主張は日米で共通していても、その公共性を担保する方法は大きく異なっていることが予想された。そこで、どのように異なっているのかを探ることが本研究の主要な目的となった。当該社会における「変化」のとらえ方の相違が、どのような都市ガバナンスの違いをもたらすのか。そして、それはどのような社会構造の相違に由来するのか。本研究はこうした問いを、社会学を用いて解明しようと試みるものであった。

3. 研究の方法

したがって本研究は、従来の諸研究のように、建築計画学的なハードを中心に研究するのではなく、歴史的視点と建築学的な景観調査をも活用しながら、一貫して社会学(と

りわけ環境社会学の概念と方法)を軸に、都市ガヴァナンスの日米比較を試みた。建築学的データを社会学的な意識調査データと重ねて分析したところに、本研究の独創性と意義があるように思われる。

具体的には、日本国内での事例研究と、米国における事例研究とを並行して進め、双方を比較するという方法が採用されている。特に国内では、北海道小樽市での運河保存運動の調査および、景観の定点観測を行った(現在も継続中)。建築学の領域で行われてきた小樽市内での定点観測データは、長らく忘れられていたが、筆者はそれを発掘し、同じ型式を踏襲しながら継続して観測してきており、1980年代からのオリジナル・データとの比較が可能となる貴重な連続データである。

他方、米国での研究では、国内と同様な観測には着手こそできなかったが、いくつかの事例を調査することにより、アメリカ型の都市景観ガヴァナンスの諸問題の輪郭を掴むことが目指された。すでに触れたように、市民運動においても裁判が大きな役割を果たし、対抗的提訴も頻繁に行われている。裁判資料も含めて広範に資料収集を行いながら、アメリカにおける歴史的環境保存運動の「保存の論理」の解明を試みた。

4. 研究成果

研究の成果について、以下では国内と米国とに分けて概説する。

(1) 国内研究の成果

第1の柱である国内研究は、継続して観測データを入手すべく、北海道小樽市での定点観測を実施した。観光客でも地元客でもない人々を「近郊客」という形で概念化し、彼らの町並みに対する潜在的影響力についても考察した。市内の約287棟の建造物の定点観測と商店街116店舗の聞き取り調査をデータベース化した。このようにして1997年以降、継続的にデータを蓄積してきている。結果的に、堺町地区での土地が特定の業者に集積されていく変遷過程が一定程度、明らかになってきた。

また、この定点観測データから、観光開発に依拠した都市ガヴァナンスが、次第にそのデザインポリシーを変化させていく具体的な様態をとらえることができたと思われる。1984年に、いわゆる「小樽運河戦争」が

終結してから、小樽は観光都市化の途を歩んできた。町並みを構成する個々の建物は、徐々に「ノスタルジック」な「石造倉庫風」なデザインを採用して新築・改築・補修がなされていく。歴史的建造物の外装を観光資源として利用しつつも、内装は新たな目的にあわせて大幅に更新して使用する—これが1990年代以降の基本的なデザイン・トレンドであった。

しかし、定点観測のデータおよびインタビュー・データからは、2010年頃から小樽の観光開発の「終わりの始まり」とでもいうべき傾向が見えてきているように思われる。曲がりなりにも「歴史」と「ノスタルジック」な雰囲気を観光資源としてきた小樽に、周囲の建物との調和をまったく考慮せず、しかも小樽の地理的・歴史的文脈はおろか「歴史」と「ノスタルジック」な雰囲気をも考慮しない建物が徐々に増えてきているからである。洋服の量販店やパチンコ店などの進出でデザインポリシーの問題は何度も議論になってきたが、2010年以降の傾向は、それ以前とは質的に異なると思われる。具体的には、(1)観光とは無関係な業種の進出が争点となっていた従来の問題とは異なって、観光の中心地に観光客をターゲットにしたお店が主体であること、(2)従来のデザインポリシー(それは景観の「文法」と言い換えてもよい)を顧慮せず、むしろ東京やニューヨークといった大都市にある「最先端」で「スタイリッシュ」な店構えを指向していること、の2点で異なっている。「小樽らしい歴史とノスタルジーを感じるお店」から「東京にありそうなモダンでスタイリッシュなお店」へと、町のデザイン原理が変化してきている、ということになるだろう。このことを、長らく小樽の観光の主軸をなしていた寿司店がはじめて倒産し始めたこと(“寿司屋は潰れない”という「寿司屋神話」の崩壊)、菓子業界の台頭(「寿司の町」から「スイーツの町」へ)、観光の中心地を担う地域リーダーの交替(K社からL社へ)といった事項とあわせて解釈してみると、そこには小樽観光の「終わりの始まり」が見えてきているように思われる。

(2) 米国での調査研究の成果

第2のアメリカでの研究は、アメリカ・ミズーリ州セントルイス市内での歴史的建造物の取り壊し事件の継続ヒアリングを実施

した。この事件を扱った研究はいまだほとんど存在していないが、これは米国の「ナショナル・トラスト」史上はじめて、歴史的建造物の取り壊しを容認した事例であり、筆者は米国の景観保存運動史に残る重要な事例であると考えている。保存を唱導する「総本山」とでもいうべき「ナショナル・トラスト」が、歴史的建造物の取り壊しを承認し、隣接する歴史的建造物のための駐車場にすることに合意したことの背景には、どのような論理があったのか。筆者はこうした問題意識から継続的に調査を行ってきている。

具体的には、現地での関係者への再聞き取り、裁判の進行状況に関して詳細なヒアリングを行った。セントルイス市内での資料収集によって、1960年代からの記録や新聞切り抜きなど、総計で426頁を入手した。また、メリーランド大学ホーンベイク図書館貴重資料室（メリーランド州カレッジパーク）、コロンビア大学エイブリー図書館（ニューヨーク州ニューヨーク市）およびハーバード大学レーブ・デザイン図書館（マサチューセッツ州ケンブリッジ市）にて、当該建築物に関する約100年前の文書や図版も入手した。裁判に係る事件であるため、現時点では知見を自由に公表できるわけではないが、問題に関与する主体の全体像が少しずつ明らかになりつつある。

暫定的結論として、アメリカの市場経済依存型の保存運動が直面する困難の一端が明らかになってきたように思われる。市場で資金を調達できなければ、保存運動が継続できないだけでなく、「ナショナル・トラスト」自体の存続も危ぶまれることになる。発足当時から1980年代後半まで、連邦政府からの補助金が交付されていたが、レーガン政権以降、補助金は大幅にカットされていく。そのなかで「ナショナル・トラスト」は子会社などの運営を通じて、市場の一アクターとして行為し、不動産の売買やその開発資金調達にも進出していかにざるをえなくなっていった。こうした路線のひとつの極北で、このセントルイス市内での歴史的建造物の取り壊し事件が起きたのではないかと、筆者は考えている。

以上が、本研究における成果の概要である。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計2件）

- (1) 堀川三郎 (2011) 「近代都市の水辺と公共圏：都市の水辺は誰のものか」『関東都市学会年報』第13号, pp. 50-59. 査読無
- (2) 堀川三郎 (2010) 「場所と空間の社会学：都市空間の保存運動は何を意味するのか」『社会学評論』第60巻第4号, pp. 517-534. 査読有

〔学会発表〕（計2件）

- (1) 堀川三郎 (2011) 「近代都市の水辺と公共圏：都市の水辺は誰のものか」, 関東都市学会シンポジウム「都市における水の路：まちを育むその可能性」にて、パネリストとして登壇, 報告 (2011年5月28日, 於東洋大学白山校舎) .
- (2) 堀川三郎 (2008) 「基調報告 小樽運河保存運動の経過と成果」, 日本建築学会北海道支部シンポジウム基調報告 (2008年11月7日, 於北海道小樽市・小樽市民センター「マリンホール」) .

〔図書〕（計8件）

- (1) 堀川三郎 (2010) 「歴史的環境」日本社会学会社会学事典刊行委員会編『社会学事典』(丸善), pp. 764-765.
- (2) 堀川三郎 (2010) 「観光開発」日本社会学会社会学事典刊行委員会編『社会学事典』(丸善), pp. 614-615.
- (3) 堀川三郎編 (2009) 『都市再開発における景観保護問題の社会的実証研究：科学研究費補助金基盤研究C-2研究成果報告書』(A4判, 全214頁) .
- (4) 堀川三郎 (2009) 「アメリカにおける歴史的環境保存運動の一断面」法政大学大学院エコ地域デザイン研究所編『文部科学省学術フロンティア推進事業・法政大学大学院エコ地域デザイン研究所 2008年度報告書』, pp. 199-202.
- (5) 堀川三郎 (2009) 「景観の保存と保全」鳥越皓之・帯谷博明編『よくわかる環境社会学』(ミネルヴァ書房), pp. 130-132.
- (6) 堀川三郎 (2009) 「基調報告『保存運動の経過と成果』」小樽シンポジウム実行

委員会編『小樽運河と石造倉庫群の保存運動から何を受け継ぐか：地域に生き、地域を守る……まちづくり運動の先駆者 峯山富美氏が伝えること シンポジウム開催報告』（日本建築学会北海道支部）， pp. 9-30. (A4判, 全 76 頁) .

(7) 堀川三郎・森久聡編 (2008) 『小樽運河保存問題関連年表：1959-2006』, 法政大学社会学部 (A4判, 全 86 頁) .

(8) 堀川三郎 (2008) 「観光開発と土地所有の変遷過程に関する研究ノート」, 法政大学大学院エコ地域デザイン研究所編『文部科学省学術フロンティア推進事業・法政大学大学院エコ地域デザイン研究所 2007 年度報告書』, pp. 379-387.

[その他]

ホームページ等

<http://horikawa-seminar.ws.hosei.ac.jp/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

堀川 三郎 (HORIKAWA, Saburo)

法政大学・社会学部・教授

研究者番号：00272287

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし